

大阪市告示第1088号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年8月5日（火）	午前9時から 正午まで
	令和7年8月19日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年8月1日（金）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月4日（月）	
	令和7年8月6日（水）から 同月8日（金）まで	
	令和7年8月11日（月）	
	令和7年8月13日（水）から 同月15日（金）まで	
	令和7年8月18日（月）	
	令和7年8月20日（水）から 同月22日（金）まで	
	令和7年8月25日（月）	

令和 7 年 8 月 27 日（水）から
同月 29 日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）